

令和7年度

算定基礎届の提出について

●算定基礎届とは？

毎年7月1日現在における
被保険者全員について

4月・5月・6月

に支払われる報酬により
新しい標準報酬月額を
決定する重要な届書です。

●なぜ提出が必要？

この届書により決定され
た標準報酬月額は、今後
の報酬に著しい変動が生
じない限り本年9月から向
こう1年間の保険料の計算
や保険給付の計算の基礎
となります。

①提出時期

7月1日(火)～7月10日(木)

②添付書類

算定基礎届総括表

③届出を必要とする対象者

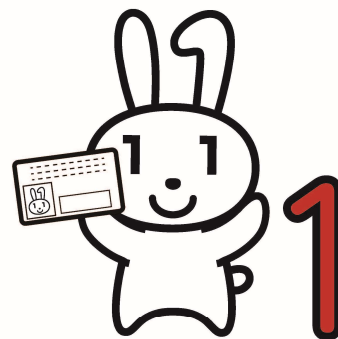
7月1日現在の被保険者全員が対象となります。

したがって、病気やけが等で休職中の方および産前産後
休業・育児休業・介護休業中の方も記入が必要です。

※次の方は届出の対象外となります

- 1.本年6月1日以降に資格取得された方。
- 2.本年7月1日以前に資格喪失された方。
- 3.本年7月に月額変更が行われる方。

(3の方については、「月額変更届」を作成し算定基礎
届に添付してください。)



④提出方法

A 電子申請（マイナポータル経由）で提出される事業所

- ・必ず**7月1日以降**に提出してください。それより前に提出された場合は返戻いたしますので、あらかじめご了承ください。

B 電子申請（コスモウェブ経由）で提出される事業所

- ・CSVファイルでの提出にご協力をお願いします。
- ・必ず**7月1日以降**に提出してください。それより前に提出された場合は受付ができませんので、あらかじめご了承ください。

C 独自様式で提出される事業所

- ・事業所独自の様式や年金機構の様式で提出される際は必ず正本・副本を各一部提出してください。
- ・標準報酬月額を忘れずに記入してください。記入欄がない場合は欄外に記入してください。

D 愛鉄連健保の打出用紙で提出される事業所

- ・打ち出されている情報は**4月30日**までに提出された届書により作成しておりますので、次の表に掲げる事項については、事前に追記・抹消・訂正をしてください。

	追記・抹消が必要な被保険者	対応方法
追加記入	5月31日以前に資格取得した方で記載されていない方	末尾の空欄に手書きで記入
抹消	7月1日以前に資格喪失された方	二重線で抹消し備考欄にその旨記入 (7月月変該当者は月額変更届を記入)
	7月月変に該当した方	

	訂正が必要な被保険者	対応方法
訂	5・6月月変に該当された方	「従前の標準報酬月額」欄を訂正
	4月以前の月額変更届を5月以降に提出された方	
	取得時等の報酬訂正の届を5月以降に提出された方	
正	氏名変更(訂正)届、生年月日訂正届を5月以降に提出された方	正しいものに訂正

⑤その他

【算定基礎届関係書類】

愛鉄連健保のHPに掲載しております。

<https://aiteturen-kenpo.or.jp/category/office/>



- ・「算定基礎届の書き方、記載例」
- ・「給与の支払対象となる期間の途中から入社したとき」
- ・「パートタイマー等の記載例」等
- ・「現物給与の取り扱い」
- ・「一時帰休による月額変更届・算定基礎届について」
- ・「標準報酬月額表／添付書類」
- ・「データ作成伺（算定時用）」

【決定通知書の送付について】

算定基礎届決定通知書は、8月下旬に送付予定です。

(マイナポータル経由で提出された事業所は随時送付します。)

なお、決定および改定された標準報酬月額が健康保険組合、日本年金機構ともに相違がないかをご確認ください。

(健康保険組合と日本年金機構は等級の上限、下限に相違がありますのでご注意ください。)

【お問い合わせ】

愛鉄連健康保険組合 業務課
〒453-0804 名古屋市中村区黄金通1-18
TEL 052-461-6131 FAX 052-461-6135
E-mail gyoumu@aiteturen-kenpo.or.jp